

沖縄県子ども食堂開設補助金交付要綱

(通則)

第1条 沖縄県子ども食堂開設補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、民間団体が、食事を通して、子ども達が安心して過ごせる空間を提供する子ども食堂の開設に必要な経費について予算の範囲内で交付することにより、子ども食堂の取組を県内全域に普及・定着を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）で開設される子ども食堂は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 沖縄県内で実施されること。
- (2) 18歳未満の子どもが必ず参加し、参加する子どもを幅広く募集し、制限しないこと。
- (3) 18歳未満の子どもに、無料又は300円以下で食事を提供すること。
- (4) 1運営日当たり平均10食以上提供できるよう努めること。
- (5) 月1回以上開催し、1回当たり概ね2時間以上であること。
- (6) 開設時間内においては、現場に常に責任者を配置すること。
- (7) 周囲の環境、運営時間等に配慮すること。また、安全の確保を十分に図ることとし、賠償責任保険に加入すること。

2 ただし、次に掲げる事業は対象としない。

- (1) 個人の負担を直接的に軽減する事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- (4) 国や地方公共団体の委託事業の受託もしくは補助事業からの助成を受けている事業

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付を申請できる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第8条の規定で定める交付決定を受けた日から90日以内に子ども食堂の運営を開始する団体であること
- (2) 申請時点で、3年以上継続して子ども食堂以外の活動を行っている団体であること。
- (3) 3年以上子ども食堂を実施する見込みがあること。
- (4) 定款又は会則を備えていること。
- (5) 団体の所在地が県内であり、代表者が定められた団体であること。
- (6) 団体の所在地にある市町村社会福祉協議会にボランティア団体の登録済み又は沖縄県子どもの居場所ネットワークに入会済みの団体であること
- (7) 沖縄県のホームページに、補助金を交付する団体の一覧及び活動状況や開催状況などの情報を掲載することを承諾すること。
- (8) 特定の政治的又は宗教的活動をする団体ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (10) 過去に子ども食堂開設補助金の交付決定を受けた団体ではないこと。ただし、補助対

象事業を実施する場所を新たに追加する場合はその限りではない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)、補助対象事業の実施に要する経費であって別表1に定めるものとする。ただし、補助対象経費とすることが適当でないと知事が認める経費については、この限りではない。

(補助金の補助上限額)

第6条 補助上限額は、別表1に定める額を限度として予算の範囲内で知事が定める額とする。

2 この補助金の交付額は、別表1に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額と、補助上限額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、子ども食堂開設補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事が指定する期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 子ども食堂事業計画
- (2) 子ども食堂支援事業収支計画書
- (3) 備品購入の場合は、取得予定物品一覧表
- (4) 施設改修の場合は、設計に関する図面及び改修場所の状況が分かる写真
- (5) 団体の定款又は規約及び役員名簿
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 申請者は、補助対象経費を同じくする国、他の県及び市町村等の補助金等と重複して申請してはならない。

(補助金交付の決定等)

第8条 知事は、前条の申請を受けたときは、申請書の審査等を行い、補助金交付の可否を決定し、補助金を交付することを決定したときは子ども食堂開設補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金を交付しないことを決定したときは子ども食堂開設補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付決定をする場合においては、次の条件を付する。

- (1) この補助金の交付を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、購入した備品名、型式や購入日、写真等を記載した備品台帳を作成するものとする。
- (2) 交付決定の日から起算して90日以内に、子ども食堂の運営を開始すること。
- (3) 市町村社会福祉協議会や沖縄県子どもの居場所ネットワークの主催する研修や連絡会等に参加して、活動がよりよいものになるよう努めること。
- (4) 申請時に提出した改修及び取得予定物品一覧表の追加、変更、又は経費の配分変更をする場合には、子ども食堂開設補助金補助対象事業変更申請書(第4号様式)を知事に提出し、事前に知事の承認を受けなければならない。ただし、改修内容や取得予定物品に追加変更がなく、別表第1に定める項目区分の20%以内の増減のときはこの限りでない。

- (5) 補助事業者は、交付決定を受けた後において、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、子ども食堂開設補助金補助対象事業中止・廃止申請書（第5号様式）を知事に提出し、その指示及び承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに子ども食堂開設補助金補助対象事業事故報告書（第6号様式）により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。
- (7) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (8) 補助事業者が知事の承認を受けて財産を処分することにより収入を得た場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (10) 補助金の交付を受けた会計年度終了後3年間、子ども食堂の実施状況について、別途知事が指定する日までに、子ども食堂実施状況報告書（第7号様式）を提出しなければならない。
- (11) 補助事業者が、(1)から(10)により付した条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、補助金交付決定の通知を受けた日から15日以内に子ども食堂開設補助金交付申請取下げ書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、交付決定の日から起算して120日以内に申請した内容を完了しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業の完了したとき若しくは補助対象事業の廃止の承認を受けた日から起算して15日以内又は交付決定を受けた会計年度の2月28日のいずれか早い日までに子ども食堂開設補助金実績報告書（第9号様式）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

（額の確定等）

第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果等が補助金の交付の決定の内容（第9条第4号の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付決定の取り消し等）

第13条 知事は、第9条第5号の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に挙げる場合には、第8条の決定の内容（第9条第4号の規定に基づく承認をした場合はそ

の内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令された日から20日以内とする。

4 知事は、第2項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに子ども食堂開設補助金請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

項目		内訳	補助上限額
子ども食堂開設費	(1) 施設改修費	子ども食堂を開設する際に施設等の改修する場合、改修等に必要な経費 ただし、補助対象事業で使用する最低限必要なものに限る。	1 箇所あたり 500,000円
	(2) 備品購入費	子ども食堂を開設する際に必要な別表 2 に掲げる備品の購入に係る経費 ただし、補助対象事業で使用する最低限必要なものに限る。	
	(3) 損害賠償保険料 (ボランティア保険料)	子ども食堂を実施する際のボランティア活動に係る保険料 ①参加者を特定しないプラン及び送迎サービス保障も対象とする。 ②宿泊活動を対象としない保険のみ対象とする。 ③交付決定日から実績報告日までの期間内に実施する分に限る。	

別表 2 (別表 1 関係) 補助対象経費となる備品の定義

①備品 (取得価格が 3 万円以上、かつ耐用年数が 1 年以上のもの) のうち、次の各号のいずれかに該当するもの	
(1) 調理家電・器具	炊飯器、冷蔵庫、冷凍庫、オーブンレンジ、圧力鍋、寸胴、かき氷器
(2) 家電	クーラー (クーラーに限り設置費用も対象とする)
(3) 什器	食器棚
②取得価格が 3 万円未満で、次の各号のいずれかに該当するもの	
(1) 什器	机 (食事用のみ。事務用は除く)、椅子、棚、食器棚
(2) 家電	ホットプレート、オーブンレンジ、電気ポット、IHコンロ、ミキサー、扇風機
(3) 調理器具	鍋、フライパン、やかん、キーパー、クーラーボックス
(4) 子ども食堂で過ごす時に子どもが使用するもの	書籍類、トランプ等のカードゲーム、将棋、オセロ等のボードゲーム

対象となる物品は、子ども食堂の開設する際に必要な物品であり、食材・調味料やラップなどの消耗品等 (子ども食堂の運営に必要な物品) は対象にならない。